

事務連絡  
令和3年4月12日

大臣官房各課・各局庁庶務課  
各地方農政局企画調整室  
北海道農政事務所企画調整室 御中

大臣官房地方課災害総合対策室

3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催  
制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年4月9日に、新型コロナウイルス感染症対策に関して、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県が追加させるとともに、東京都については4月12日から5月11日まで、京都府及び沖縄県においては4月12日から5月5日までがまん延防止等重点措置を実施すべき期間とされ、基本的対処方針が改定されたことに伴い、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり事務連絡が発出されました。

これまで、各位におかれましては、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月1日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）等により、所管団体等に対して、営業時間短縮要請への協力、感染防止策の徹底等を促すための適切な周知・助言等をお願いしているところです。

つきましては、各位におかれまして、所管の独立行政法人及び関係団体等に対して、改めて周知・助言等をしていただきますようお願いいたします。

以上

【添付資料】

- 3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年4月9日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

【問合せ先】

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室  
担当：影山、鳥海  
TEL：03-6744-1856（直通）